

**（原動機及び動力伝達装置）**

**第 166 条** 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第 8 条第 1 項の告示で定める基準は、原動機及び動力伝達装置が運行に十分耐える構造及び性能を有することとする。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

- 一 原動機の始動が著しく困難なもの
- 二 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの
- 三 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの
- 四 エア・クリーナが取り外されているもの
- 五 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの
- 六 冷却装置に著しい水漏れがあるもの
- 七 ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの
- 八 クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はリリースのダストブーツが損傷しているもの
- 九 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの
- 十 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの
- 十一 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの
- 十二 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの
- 十三 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの
- 十四 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの
- 十五 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの
- 十六 自在接手部のダスト・ブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの
- 十七 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェンに著しい緩みがあるもの
- 十八 別添 95「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの
- 十九 別添 96「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの
- 二十 協定規則第 121 号の技術的な要件又は協定規則第 60 号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（第 168 条の表 2 の識別対象装置欄又は同条の表 4 の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、原動機に係るものに限る。）が異常を示す点灯しているもの。

2 速度抑制装置の速度制御性能等に関し保安基準第 8 条第 5 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 平成 15 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（平成 15 年 8 月 31 日以前に製作された自動車であって別添 1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」又は別添 97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」3.6.に規定する自動車が停止している間に速度抑制装置の機能が確認できるものとして速度抑制装置の機能を確

認するためのランプ又は設定速度を表示するディスプレイ（以下「確認ランプ等」という。）が装備されているものを含む。）にあっては、次に掲げるイ及びロの基準に適合すること。

イ 確認ランプ等が適正に作動すること。ただし、確認ランプ等が装備されていないものにあつては、速度抑制装置の封印等当該装置の機能を損なう改変を防止する措置が自動車に適正に施されていること。

ロ 別添 1 「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」の「5. 表示」に規定する標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示されていること。

二 平成 15 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（確認ランプ等が装備されている自動車を除く。）にあっては、次に掲げるイからハまでの全ての基準に適合すること。ただし、別途国土交通大臣が定める自動車については、この限りでない。

イ 公的試験機関が発行した別添 97 「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」による試験成績書により別添 97 「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に適合していることが確認できること。

ロ 試験成績書に記載されている速度抑制装置の機能を損なう改変を防止する措置が自動車に適正に施されていること。

ハ 別添 97 「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」中「5. 表示」に規定する標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示されていること。

三 原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ 速度抑制装置の機能を損なう改変が行われているもの

ロ 自動車使用者等により設定速度の変更又は解除ができるもの